

# 遍在する「辺境」

—スペインからみた紀元千年— (上)

足 立 孝

1. 序論
2. 「辺境」とはなにか：語彙・空間認知・実態 (以上本号)
3. 細分化する空間：無数の「中心」、無数の「辺境」
4. 結論

## 1. 序論

1978年のローマ国際研究集会 (「地中海西欧における封建構造と封建制 (10~13世紀)。研究の回顧と展望」) におけるピエール・ボナシィの「ローヌ川からガリシアまで。封建制度の生成と諸様式」と題された報告や<sup>1</sup>、それから20年後に公にされたジュゼップ・マリア・サルラクの「南欧型封建的支配関係。アルプスからガリシアまで」なる論考<sup>2</sup>が典型的に示すように、こと封建制の生成と発展様式をめぐるには、スペイン北部はすでに地中海諸地域を構成する1地域として完全に認識されるにいたり、イスラーム侵攻によって西ゴート期の「プロト封建化」の道が断たれ、その後のいわゆるレコンキスタ (再征服) およびレポブラシオン (再入植) にともなう高い人的・社会的流動性によって純粋な封建制の不在、あるいは封建制の特殊スペイン的性格がもたらされたと嘆いたクラウディオ・サンチェス・アルボルノスの有名な所説<sup>3</sup>を思い起こすならば、その隔たりには文字どおり隔世の感があるというほかない。むろん、この方面の問題系が伝統的に北西ヨーロッパの所見を軸に構築されてきたことに対するアンチテーゼが多分に含まれているとはいえ、地中海研

---

<sup>1</sup> P. Bonnassie, Du Rhône à la Galice: genèse et modalités du régime féodal, *Structures féodales et féodalisme dans l'Occident méditerranéen (X<sup>e</sup>-XIII<sup>e</sup> siècles)*. Bilan et perspectives de recherches (Ecoles française de Rome, 10-13 octobre 1978), Paris, 1980, pp.17-84.

<sup>2</sup> J. M. Salrach, Les féodalités méridionales: des Alpes à la Galice, E. Bournazel et J.-P. Poly (eds.), *Les féodalités*, Paris, 1998, pp.313-388.

<sup>3</sup> たとえば, C. Sánchez Albornoz, Conséquences de la reconquête et du repeuplement sur les institutions féodo-vassaliques de Léon et de Castille, *Les structures sociales de l'Aquitaine, du Languedoc et de l'Espagne au premier âge féodal* (Toulouse, 28-31 Mars 1968), Paris, 1969, pp.359-370.

究のこうした「結束」は、1968年のトゥールーズ国際研究集会（「初期封建期のアキテーヌ、ラングドック、スペインの社会諸構造」）<sup>4</sup>を皮切りに、前述のローマ国際研究集会ではっきりと打ち出されたうえに<sup>5</sup>、その延長線上でローマのフランス学院とカサ・デ・ベラスケスの主宰下でほぼ定期化されるにいたったいわゆる「カストルム」と題される国際研究集会の多産な成果をつうじて<sup>6</sup>、伝統的な封建社会論に1980年代以降急激に発達した定住史研究という考古学的な肉付けを加えつつ、地中海諸地域の独自性だけでなく共通性をも抽出する試みがきわめて活発に繰り返されるにいたっている。

その内部では、わけてもカステリーヤ以西のスペイン西北部研究をもっぱらとするスペイン学界と、カタルーニャを筆頭に同北東部を中心とするフランス＝スペイン学界とのあいだに、封建制成立にいたる筋道をめぐって埋めがたい理解の懸隔があることは、拙稿で詳しく述べたのでここであらためて繰り返すことは避けた<sup>7</sup>。むしろここでは、以上のような研究動向にあっても、スペインと他の諸地域との差異が取り沙汰される場合に内外問わずつねに持ち出される依然として根強い認識、すなわちスペインがまさしく「辺境」であるとの1点において他の諸地域と分かれてしまう、あるいは他の諸地域で抽出された有力なモデルのヴァリエーションとみなされてしまうという、そうした認識の妥当性と限界を明らかにすることにあえて挑戦してみたい。たとえば、定住史研究の先駆者というべきガブリエル・フルニエは、地中海諸地域における城塞と定住形態の関係をめぐっておおよそ次のように総括している。すなわち、イタリア中部ラティウム地方南部およびサビーナ地方を対象として、ピエール・トゥーベールによって抽出されたいわゆるインカステラメント・モデル（領主主導下で推進された城塞を核とする高地防備集落の形成、すなわち「城塞化」）は、これを参照軸とした多産な研究成果を生み出す契機となる一方、全体としてイタリア＝南フランス型のインカステラメントと、スペイン北部型のそれとの区別をよぎなくさせることとなった。それというのも、前者のように人口密度が比較的高い既存の定住領域で創出された城塞集落と、後者のように定住密度が低く周縁的な土地の占有によって創出された城塞集落は、中核をなす城塞の機能

<sup>4</sup> *Les structures sociales de l'Aquitaine, du Languedoc et de l'Espagne au premier âge féodal* (Toulouse, 28-31 Mars 1968), Paris, 1969.

<sup>5</sup> *Structures féodales et féodalisme dans l'Occident méditerranéen (X<sup>e</sup>-XIII<sup>e</sup> siècles). Bilan et perspectives de recherches* (Ecoles française de Rome, 10-13 octobre 1978), Paris, 1980.

<sup>6</sup> *Habitats fortifié et organisation de l'espace en Méditerranée médiévale*, *Castrum* 1 (4-5 mai 1982), Lyon, 1983; *Structures de l'habitat et occupation du sol dans les pays méditerranéens*, *Castrum* 2 (12-15 novembre 1984), Rome et Madrid, 1988; *Guerre, fortification et habitat dans le monde méditerranéen au Moyen Age*, *Castrum* 3 (24-27 novembre 1985), Rome et Madrid, 1988; *Frontière et peuplement dans le monde méditerranéen au Moyen Age*, *Castrum* 4 (18-25 septembre 1988), Rome et Madrid, 1992; *Archéologie des espaces agraires méditerranéens au Moyen Age*, *Castrum* 5 (8-12 mai 1992), Madrid-Rome-Muricie, 1999; *Maisons et espaces domestiques dans le monde méditerranéen au Moyen Age*, *Castrum* 6, Rome-Madrid, 2000; *Zones côtières littorales dans le monde méditerranéen au Moyen Age: defense, peuplement, mise en valeur*, *Castrum* 7 (23-26 octobre 1996), Rome-Madrid, 2001.

<sup>7</sup> 拙稿「中世初期スペイン農村史における大所領と独立農民」『史学雑誌』第114編第8号、2005年、21-41頁。

がそれぞれ経済的・領主制的側面と軍事的・戦略的側面に重点がおかれていて大きく異なるために同列にあつかうことができないというのである<sup>8</sup>。ここでいう占有の対象となった周縁的な土地が、まさしくイスラームとの「辺境」にあたり、占有と入植の必要性にともなう高い人的・社会的流動性ゆえに強力な「城主＝領主」権力が定着せず、城塞の機能もまた恒常的な戦闘状態ゆえに必然的に軍事的・戦略的側面に重点がおかれなくてはならなかったと想定されていることは容易に想像される。実際、ジャン・ゴートイエ＝ダルシェ、ホセ・アンヘル・ガルシア・デ・コルターサル、レイナ・パストール・デ・トグネリといったスペイン北西部研究の錚々たる面々もまた、スペイン北部全域における典型的なインカステラメント現象の不在を明確に主張してきたのである<sup>9</sup>。

だが、われわれはここで「辺境」とは何かをいまいちど問い直してみなくてはならない。かりに前述の諸特徴が「辺境」固有のものであったとして、それはイスラームと対峙するわれわれの地域に固有の現象であったであろうか。史料の根拠がきわめて少ないにもかかわらずスペイン北部研究で広く受容され、現在でもとくに同北西部研究で依然として有力な理解の源泉となっている1978年のアビリオ・バルベロとマルセロ・ビジルの共著<sup>10</sup>、さらには彼らの構想をおおむね継承したホセ・マリア・ミンゲスの所説<sup>11</sup>によって、いわゆるレコンキスタならびにレポブラシオンが、少なくともその起源においては宗教的かつ国家イデオロギー的装いを全面的にはぎとられ、土着の民族的な社会における封建制の生成にともなう、あるいは封建制の形成過程そのものに内在する山岳地帯から平野への進出という純粋な経済現象とみなされるようになって久しいとはいえ、それがイスラームに対して繰り広げられたことを想起した瞬間、「聖戦」であれ、「十字軍」であれ、あるいはまた「ラテン＝ローマ枢軸」イデオロギーの伸張であれ、いずれにしてもイベリア半島固有の宗教的・国家イデオロギー的要素が説明原理の1つとしてふたたび入りこんでくることになる。こうした論理構造は前述の「辺境」をめぐるでもまったく同様に看取されるのであり、イスラームと対峙することを「辺境」たることの根拠とするかぎり、いかに「敵の敵は味方」を地で行く世界であったにせよ、そこでは「対立」か「共存」かというものは使い古されたスペイン史伝統の二項対立が濃淡を変えて繰り返されるばかりで、そもそも「辺境」そのものを俎上に載せる意味すら消失してしまうことになる。

<sup>8</sup> G. Fournier, *Châteaux et peuplements au Moyen Age. Essai de synthèse, Châteaux et peuplements*, pp.131-144.

<sup>9</sup> J. Gautier-Dalché, *Reconquête et structures de l'habitat en Castille, Guerre, fortification et habitat*, pp.199-206; J. A. García de Cortázar, *Organización del espacio, organización del poder entre el Cantábrico y el Duero en los siglos VIII a XIII, Del Cantabrico al Duero: trece estudios sobre organización social del espacio en los siglos VIII a XIII*, Santander, 1999, pp.15-48. また、レイナ・パストールはピエール・トゥベールの翻訳本の序文で同様のことを指摘している。P. Toubert, *Castillos, señores y campesinos en la Italia medieval*, Barcelona, 1990, pp.7-12.

<sup>10</sup> A. Barbero y M. Vigil, *La formación del feudalismo en la Península Ibérica* (1978), Barcelona, 1986.

<sup>11</sup> J. M. Mínguez, *Antecedentes y primeras manifestaciones del feudalismo astur-leonés, En torno al feudalismo. I Congreso de Estudios Medievales*, Avila, 1989, pp.87-120; id., *Las sociedades feudales, 1. Antecedentes, formación y expansión (siglos VI a XIII)*, Madrid, 1994.

もともとはフランス＝スペイン国境問題をめぐる（とくにフランス側の）現代政治学的な関心がその発端にあったとはいえ、さいわいにして「辺境」をめぐる歴史学的な問いをめぐっては、1990年前後から大小さまざまな国際研究集会や共同研究で濃密な議論が交わされ、きわめて多産な成果が生みだされてきている。1988年には、カサ・デ・ベラスケスとサラゴサ大学の共催により「アンダルス上辺境領とキリスト教西欧」なる国際研究集会<sup>12</sup>、その4カ月後には前述の第4回「カストルム」国際研究集会がより幅広く「中世地中海世界における辺境と定住」と題してそれぞれ開催されている<sup>13</sup>。翌年には共同研究として「中世における辺境とピレネー空間」が編まれ<sup>14</sup>、1992年には「中世スペインにおける辺境社会」というテーマを掲げてサラゴサ大学の第2回中世史セミナーが開催されている<sup>15</sup>。その後もこの方面の問題を個別にあつかった論考は多数にのぼり、逐一言及する暇がないが、さしあたり1998年にもカサ・デ・ベラスケスとマドリー自治大学によって「中世スペインにおける辺境のアイデンティティと表象」と題する国際研究集会が共同開催されていることを付け加えておこう<sup>16</sup>。これらにはむろんイスラーム史からも多数の歴史家や考古学者が結集しており、ここでいう「辺境」そのものが実態としていかなるものであったかを、キリスト教西欧かイスラームかといった垣根を全面的に乗り越えて微に入り細に入り示してくれている。

以上をふまえたうえで、まずは「辺境」なるものが当時のイベリア半島においていかに認識されていたかを、原則としてイスラームと対峙する空間に登場する史料語彙の検討を出発点として可能なかぎり明らかにする必要があるだろう。そのうえでそれらの語彙をもって表示された空間がどのように編成・管理されたかを、定住、空間組織、権力構造といった観点から具体的に検討することとなる。もっとも、これらの作業は幾度となく言及されてきたイベリア半島の独自性をあらためて強調すべく行われるわけではない。むしろ従来とは逆に、ここで抽出された所見をイベリア半島のみならず地中海諸地域における空間編成とその管理の様態を理解するための有効なモデルとして練り上げられないか模索してみたい。

## 2. 「辺境」とはなにか：史料語彙・空間認知・実態

イスラームと対峙する「辺境」を意味する語彙や表現は多岐に渡っていて、ここで漏れなく網羅することはなかなか難しい。実際、「サラセン人の (sarracenorum)」「サラセン人との (contra sarracenos)」といった修飾語をとまなえば、「境界」「端」「領域」を意味するフィネス (fines)、エクストレムム (extremum)、エクストレミタース (extremitas)、コンフィネス (confines)、リーメス (limes)、パルス (pars)、テルミヌス (terminus) といったごく一般的な語彙がイベリア半島全域

<sup>12</sup> *La Marche Supérieure d'al-Andalus et l'Occident chrétien*, Madrid, 1991.

<sup>13</sup> *Frontière et peuplement dans le monde méditerranéen au Moyen Age*, *Castrum* 4 (18-25 septembre 1988), Rome et Madrid, 1992.

<sup>14</sup> *Frontières et espaces pyrénéens au Moyen Age*, Perpignan, 1992.

<sup>15</sup> *Las sociedades de frontera en la España medieval*, Zaragoza, 1993.

<sup>16</sup> *Identidad y representación de la frontera en la España medieval (siglos XI-XIV)*, Madrid, 2001.

で広く使用されている<sup>17</sup>。だが、そうした修飾語をとまわずにイスラームとの「辺境」を意味するものとしてもっぱら使用されたのは、マルカ (marca) およびフロンテラ (frontera) (のちにフロンタリア (frontaria)) であった。両者はそれぞれ史料に登場しはじめる時期と、それらをもって表示される空間が大きく異なっており、以下ではそれぞれに関係する時間的・空間的コンテクストをふまえつつ個別に検討する必要がある。

まず、時間的に先行するマルカの言及はもっぱらカタルーニャに限定されており、当該語彙の生成と意味内容の変動をめぐることは、ミシェル・ジンメルマンを筆頭とするカタルーニャ研究者の一連の仕事によってかなりの程度再構成することが可能である。17世紀中葉のトゥールーズ大司教ピエール・ド・マルカの大部の著作<sup>18</sup>以来、のちのカタルーニャに相当する地域が一般に、「ヒスパニア辺境領 (Marca Hispanica)」の呼称とともに8世紀後半より同地域へと進出したカロリング朝フランク王国の支配下に編入され、「辺境伯 (marquis)」を頂点とする「辺境」固有の政治支配体制が導入されたと伝統的に理解されてきたことは言を俟たない。だが、ジンメルマンの整理にしたがえば、この呼称の用例は821年から850年までという限られた時間的枠組みのなかでわずかに15例を数えるのみであり、しかもそのほとんどが宮廷編纂の『フランク王国年代記 (Annales Regni Francorum)』や『皇帝ルイ伝 (Vita Hludowici imperatoris)』の821年から829年までの記述に集中していて、カピトゥラリアや国王証書には一切登場しない<sup>19</sup>。この年代はちょうどルイ敬虔帝統治下でフランク王国が南方侵攻を再開させる時期に相当するが、これと並行してヒスパニア (Hispania) がアンダルスのみを指す呼称として認識されるようになり<sup>20</sup>、ピレネー山脈からヒスパニア (アンダルス) までで征服されるべき土地の南の境界が当該呼称で表現されている (したがってリーメスと同じ意味で用いられている)。それゆえ、ジンメルマンは、当該呼称が本来法的・行政的な実体をもつものではなく、その生成をあくまでも王権の政治的・軍事的姿勢の変化の所産であったとし、王国の瓦解が始まり同地域に対する王権の関心が薄れる850年頃に突如としてその言及が消滅することがそれを裏づけていると主張するのである。

---

<sup>17</sup> P. Buresi, *Nommer, penser les frontières en Espagne aux XI<sup>e</sup>-XIII<sup>e</sup> siècles, Identidad y representación*, pp.54-57.

<sup>18</sup> Petrus de Marca, *Marca Hispanica sive limes hispanicus, hoc est, geographica et historica descriptio Cataloniae, Ruscinonis et circumjacentium popularum* (Paris, 1688), Barcelona, 1998.

<sup>19</sup> M. Zimmermann, *Le concept de Marca hispánica et l'importance de la frontière dans la formation de le Catalogne, La Marche Supérieure*, pp.32-33.

<sup>20</sup> 宮廷編纂の史料に限らず現地のキリスト教徒社会においても、同時期以降ヒスパニアは一貫してアンダルスを意味するものとして使用されている。このなかではローマ教皇庁のみがイベリア半島全体をヒスパニアと呼んだが、当の半島では10世紀においても「コルドバの王 (rex Cordubae)」「サラセン人の王 (rex sarracenorum)」が「ヒスパニア王 (rex Hispaniae)」であり、11世紀中葉になってもキリスト教徒諸国家がムスリムのタイファ (群小王国) から徴収したパーリア (軍事貢納金) は依然として「ヒスパニアからのパーリア (paria de Hispania)」であった。ヒスパニアが半島全体を意味するようになるのはそれからさらに遅れて12世紀のことである。F. Sabaté, *La noció d'Espanya en la Catalunya medieval, Acta historica et archaeologia medievalia*, 19, 1998, pp.382-384.



実際、同地域の実態は、複数の伯によって差配される諸パーグス (pagus) (のちコミタートゥス (comitatus)) の集合体にすぎず、820年代に限定するならば、バルセローナ=ジローナ、アンブリアス=ルサリヨ、ウルジェイ=サルダーニャの3つのパーグスのグループがそれぞれ1名の伯によって差配されている。このなかではバルセローナ伯が突出した権威を保持したが、同伯が「辺境伯」として残る諸伯を制度的に従えたという事実はないし、それどころか、政治的には王権に繰り返し反旗を翻すフランク系の伯と、逆にどちらかといえば王権に誠実をつくした西ゴート系の伯がムワッラドと連携しながら互いに権力闘争を繰り広げるといふ複雑きわまりないねじれ現象が一貫してみられた<sup>21</sup>、王権からすればたいそう制御しがたい空間であった。さらに興味深いのは、形式的には一貫して誠実が維持されるものの王権の実効支配そのものはもはや完全に消滅し、伯ギフレ1世の掌中に集積された大半のパーグスが次世代の子孫の下へと全面的に世襲化されるにいたった10世紀初頭から逆に、「辺境伯」の称号やマルカの言及が同地域の史料のなかで頻出するようになることである。前者の称号については、同時期からバルセローナ=ウルジェイ=ウゾーナ伯スニエやサルダーニャ=バザルー伯ミロ2世を皮切りに諸伯がこぞって「辺境伯」を名乗るようになる。むろん、この場合の称号はもはや法的・制度的官職に相当するものではなく、同地域全体の伯の上級のカテゴリー、さらにいえば王権から独立を果たした事実上の支配者であることを誇示する、すぐれて政治的な称号とみなされるべきものとなっている<sup>22</sup>。他方、同じくこの段階から同地域の史料のなかでマルカが普通名詞として使用されるようになり、その意味内容は10世紀末葉から11世紀を通じて特定の領域を表示する言葉となってゆく。たとえば、「パナデスのマルカにおいて (in ipsa marchia de Penedes)」といった表現がそれである<sup>23</sup>。

こうしていまや事実上独立した諸伯の統治下で、マルカは純粋に地域的なコンテクストのなかで用いられるようになった。それはもはやイスラームと対峙する「前線」「境界」ではなく、諸伯の政治的支配に服属しながら領域編成のうえではコミタートゥスの外側にある領域であり、その拡張部分・付属部分でありながら、きわめて流動的で政治的にも領域的にも厳密な特定が不可能な、依然として構造化されていない空間として現れる。こうしたなかで、バルセローナを筆頭にアンダルスに近接したコミタートゥスには、しばしば複数形で表示されるそれぞれ固有のマルカが存在した。

<sup>21</sup> 『フランク王国年代記』の827年から828年までの記述にみられるアイゾなる人物の反乱がこれを示す典型的な例である。首謀者として名指しされたこの人物は、現在では征服以前のバルセローナ太守であったスライマーンの子アイスンと同定されている。ただ、この反乱は同地域を追われたムスリムによる単純な蜂起ではなく、この地域全体におよんだ語の真の意味での内戦であった。アイスン側に連なったのは、ムワッラド(のちコルドバが介入)、そして西ゴート系住人を優遇する措置をとった初代バルセローナ伯ベラ(トゥールーズ伯ギヨームの長子)に与する西ゴート系住人であり、これを鎮圧する側にまわったのはベラの異母弟ガウセルム(アンブリアス=ルサリヨ伯)とその弟ベルナル・ド・セプティマニアを筆頭とするフランク系有力者であった。J. M. Salrach, *El procés de feudalització (segles III-XII)*, Barcelona, 1987, pp.144-147.

<sup>22</sup> M. Zimmermann, *Le concept de Marca hispánica*, p.42.

<sup>23</sup> J. Rius Serra, *Cartulario de « Sant Cugat del Vallés »*, 3 vols., Barcelona, 1945-1947, doc. no. 223 (998, VII, 23).

たとえば、「バルセローナ伯領とそのマルカにおいて (in comitatu Barchinonensi in eius marchiis)」という表現がまさしくその典型である<sup>24</sup>。同時代の書記にとってそうしたマルカのイメージは「大いに荒れ果てた恐るべき土地」であったが<sup>25</sup>、そうした認識とは裏腹に、そこには史料で言及されるはるか以前、ボナシイの弁にしたがうならば早くも9世紀初頭から私的かつ自発的な無主地 (すなわち国家領) の占取を梃子とする入植運動が広範囲に進行していたとされる<sup>26</sup>。もっとも、近年の研究動向では、入植運動を通じて生み出された独立農民の共同体が大勢を占める自由な「辺境」イメージを描き出したボナシイの所説はやや後退するにいたり<sup>27</sup>、むしろ貴族や教会の大土地占有と城塞の建設 (および諸伯による事後的承認) がこれと並行して急速に進行し、城塞とその付属領域 (すなわちカストルム (castrum)) に分節化された固有の領域組織が生み出されたうえに、個々の城塞領域が11世紀初頭に聖族貴族の自有地に転化してゆくと想定されている<sup>28</sup>。マルカは前述のようにコミタートゥスとは明確に区別されているので<sup>29</sup>、そこに分布する城塞は諸伯に政治的に服属しながらも、領域的には伯領の内部に所在するわけではない<sup>30</sup>。たとえば、ウレルドウーラ

<sup>24</sup> M. Zimmermann, *Le concept de Marca hispánica*, p.45. また、F. Miquel Rosell, *Liber feudorum maior*, 2 vols., Barcelona, 1945, doc. no. 492 (1076, XI, 12): « et totas suas Marchas cum castro de Stopiano et de Pinçano et de Podio Rubeo et de Castserres et de Canneles et de Curriana cum omnibus rebus pertinentibus ad iam dictos castros usque ad Montson ».

<sup>25</sup> F. Miquel Rosell, *Liber feudorum maior*, doc. no. 259 (1076, VI, 18): « in ipsa marcha extrema, in loco horroris et vaste solitudines »; doc. no. 255 (1076, VI, 18): « in ipsa marcha extrema, id est, in campo in loco solitudinis ».

<sup>26</sup> P. Bonnassie, *La Catalogne du milieu du X<sup>e</sup> à la fin du XI<sup>e</sup> siècle. Croissance et mutations d'une société*, 2 vols., Toulouse, 1975-1976, t.1, pp.205-256.

<sup>27</sup> G. Feliu, *La pagesia catalana abans de la feudalització*, *Anuario de estudios medievales*, 26/1, 1996, pp.19-41; F. Sabaté, *Frontera peninsular e identidad (siglos IX-XII)*, *Las Cinco Villas aragonesas en la Europa de los siglos XII y XIII*, Zaragoza, 2007, pp.47-94.

<sup>28</sup> たとえば、886年伯ギフレ1世によって創建され、10世紀にウゾーナ伯領の「辺境」において組織的な入植を促進すると同時に、数々の城塞の領有主体となったピク司教座聖堂教会がその典型である。P. Freedman, *Tradició i regeneració a la Catalunya medieval. La diòcesi de Vic*, Barcelona, 1985, pp.30-52. また、J. M. Salarach, *L'enchâtellement de la frontière, Le paysage monumental de la France autour de l'an mil*, Paris, 1987, pp.743-755; M. Riu i Riu, *Castells i fortificacions menors: llurs orígens, paper, distribució i formes de possessió, Catalunya i França meridional a l'entorn de l'any Mil*, Barcelona, 1991, pp.248-249; id., *El feudalismo en Cataluña, En torno al feudalismo hispánico*, pp.375-400; M. Zimmermann, *Le rôle de la frontière dans la formation de la Catalogne (IX-XII<sup>ème</sup> siècle)*, *Las sociedades de frontera*, pp.7-29.

<sup>29</sup> G. Feliu i J. M. Salarach (dirs.), *Els pergamins de l'Arxiu Comtal de Barcelona de Ramon Borrell a Ramon Berenguer I*, 3 vols., Barcelona, 1999, doc. no. 307(1041-1043): « de ipsa civitate que dicunt Barchinona, neque de ipso comitato que dicunt Barchinonense, neque de ipsa marcha de Barchinona ».

<sup>30</sup> *Ibid.*, doc. no. 656 (1063-1065) : « neque de ipsa civitate que dicunt Minorisa, neque de ipso comitatu quod dicunt Ausona...neque de ipso castro quod dicunt Cardona, cum suis terminis et pertinentiis, neque de ipsos castros Cervaria et Tarrega, cum eorum terminis et pertinentiis, neque de castro Tamarid, cum eorum terminis et pertinentiis, neque de ipsos castros Chamarasa et Cubels, cum eorum terminis et pertinentiis, neque de ipsos castros Stopinan et Cannelas, cum eorum terminis et pertinentiis omnibus, et ipso castro Puig Roig, cum terminis et pertinentiis ». ここでは伯領の列挙に続いて、カルドーナを筆頭に9カストルムが伯領とは別に列挙されているのである。

なる城塞は、バルセローナ伯領にあるのではなく、「パナデスのマルカ (marchia de Penedes)」に所在するのであり、それどころか11世紀にはキウィタース (civitas) と表現される同城塞領域を中心としたパナデスの「擬似」伯領がバルセローナ伯領から独立した形で言及されるようになるのである<sup>31</sup>。なお、ここに支配拠点をおくとともに複数の城塞を領有して同地域の城主層の頂点に立ったのは、1030年代から1050年代にかけてバルセローナ伯ラモン・バランゲー 1 世にたびたび反旗を翻し、ボナシイがまさしく「封建変動」を体現する貴族の筆頭として挙げたバルセローナ副伯家系出身のミル・ジャリベルトその人であった<sup>32</sup>。危機的な事態に直面した同伯はこれに対処すべく、もはや機能不全に陥った従来の公的統治組織の維持を図ることを断念し、文書を介する封建的約定 (コンヴェニエンティア (convenientia)) や誠実宣誓をもってそれら貴族集団との私的かつ個人的な紐帯を創出・強化する方向で権力の再編と秩序の回復を目指すことになる<sup>33</sup>。その意味で封建的支配関係はまさしく、「中心」からみてまことに制御しがたい「辺境」の掌握と管理の手段として否応なしに生み出されたということができよう。

<sup>31</sup> たとえば, *Ibid.*, doc. no. 369(1041-1050): « neque de ipsa civitate que dicunt Olerdola, neque de ipso comitatu que dicitunt Penitense ».

<sup>32</sup> P. Bonnassie, *La Catalogne*, t. 2, pp.625-643. 「辺境」は伯直属の下僚たるウィカリウス家系が入植を通じて城主と化すことによって多数の城塞領域に分節化していったが、この場合の副伯家系もまたそれと競合しつつ「辺境」の城主家系として自らの権力とそれが適用される城塞領域を急速に世襲化し、「ウィカリウス=城主」に勝る筆頭貴族となって割拠していった。このように「辺境」は、同じく伯の下僚として都市を中心に公権力の一部を担いながらもそれが世襲的に行使される厳密な領域をもたなかった副伯にとって、世襲的かつ自立的な事実上の城主支配圏としての副伯領の生成の温床となったとされる。ただ、そうした副伯領の生成を助けた「辺境」はアングルスと対峙する「辺境」のみならず、従来のコミタートゥス間の境界地帯としての「辺境」も同様に含まれる。H. Dolset, *Vicomtes et vicomtés en Catalogne frontalière aux IX<sup>e</sup>-XII<sup>e</sup> siècles* (Barcelona, Gérone, Osone, Tarragone): territoire et pouvoir, *Vicomtes et vicomtés dans l'Occident médiéval*, Toulouse, 2008, pp.157-168.

<sup>33</sup> 中世初期のコンヴェニエンティアの用例はもともと多岐に渡る。その語義は、口頭または証書による合意、合意違反者に対する罰則規定、紛争に際して法廷の内外で結ばれた和解に基づく合意、さらには合意が結ばれた裁判集会所のものを指すなど、きわめて多様であった。A. J. Kosto, *The Convenientia in the Early Middle Ages*, *Medieval Studies*, 60, 1998, pp.25-26. またポール・ウーリアックは、ラングドック地方におけるコンヴェニエンティアのさまざまな用例を挙げているが、それらはいずれも従来のローマ=西ゴート法が途絶した時期に特有の個人相互の合意・協定とみなされている。P. Ourliac, *La « convenientia »*, *Etudes d'histoire du droit médiéval*, Paris, 1979, pp.243-252. これらに対して、とくに紀元千年以降のカタルーニャでは、証書によって文書化されたコンヴェニエンティアが、伯クラスでは相互の権利・義務を規定した水平的な協定として、伯と貴族や騎士との間では誠実宣誓をともなう典型的な封建的支配関係の創出媒体として、ともに急激に増加して行くのである。P. Bonnassie, *Les conventions féodales dans la Catalogne du XI<sup>e</sup> siècle*, *Les structures sociales*, pp.187-208. なお、近年ではアダム・J・コストが、11世紀後半から伯や貴族集団が社会秩序を維持すべく相互にコンヴェニエンティアを締結してゆく現象を「紛争構造」(パトリック・ギアリイ)ならぬ「合意構造」と表現している。このあたりには、秩序維持手段としての紛争解決と和解を重視する近年の英米学界の色濃い影響がみてとれる。A. J. Kosto, *Making Agreements in Medieval Catalonia. Power, Order, and the Written Word, 1000-1200*, Cambridge, 2001, pp.26-77; id., *The « Convenientiae » of the Catalan Counts in the Eleventh Century : a Diplomatic and Historical Analysis*, *Acta historica et archaeologica medievalea*, 19, 1998, pp.191-228.



他方、マルカの用例のなかには、アンダルスとの政治的・イデオロギー的な対抗関係の高まりを示唆しているものもある。たとえば、「ヒスパニアに対するマルカの最果てにおいて (*in extremis finibus marchiarum contra Hispaniam*)」といった表現がそれであるが<sup>34</sup>、この場合のマルカは、「マルカにおいても山岳地帯においても (*tam in marcha quam in montanea*)」といったように、キリスト教徒の従来の定住領域であった山岳地帯としばしば対置されている<sup>35</sup>。それはまさしく11世紀に、もっぱら平野に展開するアンダルスに向けて、キリスト教徒が9世紀以来自然の「避難所」となってきたピレネーおよびプレ・ピレネー山系の南斜面へと進出し、両陣営が現実には視認できる距離でなかば入り乱れつつ角をつき合わせるようになったことと無関係ではないであろう。ただ、前述のようにマルカはあくまでもカタルーニャ限定の史料語彙であり、こうしたより政治的・イデオロギー的な色の濃い「辺境」概念としてカタルーニャを除くイベリア半島全土で使用されるようになるのは、むしろ「正面」を意味するロマンス語(*fronte*)がラテン語化されて生成したと想定されるフロンテラ(のちフロンタリア)であった。同語彙は、11世紀中葉にアラゴン王国で初出し、12世紀を通じてその言及は数えるほどながらやはりアラゴン王国において<sup>36</sup>、さらに13世紀になるとカスティーリャ=レオン王国においてもとくにフロンタリアの語形をもって登場することとなる<sup>37</sup>。

もともとアラゴン王国、さらに同王国の母体をなした西のナバーラ王国では11世紀中葉にいたるまでエクストレマトゥーラ(*extrematura*)の用例が確認されるのみであり、この言葉もそれまでナバーラならびにアラゴンの南方の境界を意味したにすぎない<sup>38</sup>。だが11世紀第1三半期、ナバーラ国王サンチョ3世統治下でプレ・ピレネー山系の南斜面に一連の城塞が東西に並べられ、自然の要害に代わってアンダルス上辺境領の城塞群と対峙する語の真の意味での「辺境」が形成されたこ

<sup>34</sup> F. Miquel Rosell, *Liber feudorum maior*, doc. no. 279 (1065, VI, 11): « in extremis finibus marchiarum contra Hispaniam ».

<sup>35</sup> C. Baraut, *Els documents, dels anys 981-1010, de l'arxiu capitular de la Seu d'Urgell, Urgellia*, vol. 3, doc. no. 288 (1003 [1005], X, 23): « de alaudem meum, tam in marcha quam in montanea »; A. Canellas López, *La colección diplomática de Sancho Ramírez, Zaragoza*, 1993, doc. no. 12 (1068, VIII, 18): « in tota Ripacurtia in montanis et in marchis usque in flumen Cinga ».

<sup>36</sup> Ph. Sénac, « *Ad castros de fronteras de mauros qui sunt pro facere* ». Note sur le premier testament de Ramire I<sup>er</sup> d'Aragón, *Identidad y representación*, pp.205-211; id., *Frontière et reconquête dans l'Aragon du XI<sup>e</sup> siècle, Frontières et espaces pyrénéens*, pp.47-60.

<sup>37</sup> P. Buresi, *Nommer, penser les frontières*, pp.54-59. なお、アンダルスにおける「辺境」については、上・中・下の三大辺境領を指す場合に用いられたタグル(*tagr*)がしばしばキリスト教徒のマルカやフロンテラ／フロンタリアと比較・対照され、後者のような政治的・イデオロギー的な含意の不在が指摘されてきた。P. Chalmeta, *El concepto de tagr, La Marche Supérieure*, pp.15-28. もっとも、のちにグラナダ王国の「辺境」もまたフロンテラ／フロンタリアがアラビア語化されたファランティーラ(*farantira*)という言葉で表示されることとなる。A. Bazzana, P. Guichard et Ph. Sénac, *La frontière dans l'Espagne médiévale, Frontière et peuplement*, p.54.

<sup>38</sup> A. Ubieto Arteta, *Documentos reales navarro-aragoneses hasta el año 1004*, Zaragoza, 1986, doc. no. 64 et 65 (988-989): « Dicimus vobis omnes seniores nostrosque fideles qui nostras extrematuras tenetis et custodis ». すなわち、国王に誠実をつくすセニョールが維持し監督すべき境界として言及されているのである。

とにより、その意味内容は境界ではなく領域そのものを意味するようになる<sup>39</sup>。さらに1035年の同国王の死亡にともなう分割相続によって庶子とされるラミーロ1世の下でアラゴン王国が成立したのち、前述のようにそれまで史料上対置されてきた山岳地帯とヒスパニアとの間の領域が従来のエクストレマトゥーラに代わり新たにフロンテラなる呼称をもって表現されることになるのである。それは、同国王の2通の遺言状(1059年および1061年)のなかで初めて言及される。国王はそれらの遺言状において、所有する動産の3分の1を捕虜の奪還、橋の建造、そして「モーロ人のフロンテラ (*fronteras de mauros*)」の城塞建設に充てるよう指示している<sup>40</sup>。さらに1062年には、国王は奉仕に対する報償としてアギラなる人物にリバゴルサの城塞ファルセス近傍の所有地を賦与しており、その際同人の法的身分を「フロンテラに住む者と同じく騎士であり自由人であること」としている<sup>41</sup>。

フロンテラという「辺境」概念がイベリア半島のなかでもとくにアラゴン王国においてかくも早期に出現した理由は、おおよそ次のように説明されるであろう。すなわち、第1に、国王ラミーロ1世は即位当初からピレネー山脈とプレ・ピレネー山系に囲まれたきわめて狭小な王国を維持すべく積極的な対外進出を図り、1044年頃には末子ゴンサーロが形式的に継承したりバゴルサの併合に成功したが、西に長子ガルシアが継承したナバーラ王国、東にはカタルーニャ諸伯が控えるという地政学的位置にあったため、王国の対外進出はもっぱらムスリム統治下のエプロ川流域への軍事侵攻という形をとることとなった。もっとも、11世紀中葉と比較的早期に征服の進んだ下りバゴルサでは当初、その主導権はウルジェイ伯アルメンゴル3世と、その家士にして自ら征服したアジェーを中心に事実上独立した副伯領を築くことに成功したアジェー副伯アルナウ・ミル・ダ・トスによって握られていた<sup>42</sup>、さらに1050年代に入るとバルセローナ伯ラモン・バラングー1世が同地域に進出し、パーリア(軍事貢納金)供出と引き換えにリエイダおよびサラゴサ王国を保護下においたため<sup>43</sup>、同国王は1055年からソブラルベの数城塞(アビサンダ、オルソン、サミティエル、

<sup>39</sup> A. Ubieto Arteta, *Jaca. Documentos municipales*, Valencia, 1975, doc. no. 2 (1042): « Et in Extrematura, Sancti Felicis monasterio, qui est situs inter Eliso et Kastellu Manko ».

<sup>40</sup> A. Ubieto Arteta, *Cartulario de San Juan de la Peña*, 2 vols., Valencia, 1962-1963, doc. no. 150 (1059): « ad castros de fronteras de mauros qui sunt pro facere »; doc. no. 159 (1061): « in castellos de fronteras de mauros qui sunt per facere » et « in castellos qui sunt in fronteras per facere ».

<sup>41</sup> J. F. Yela Utrilla, *El cartulario de Roda, Lérida*, 1932, doc. no. 1 (1062): « tu quod cavallero et franco sedeas quomodo homine debet esse in frontera franco et cavallero ». これは「辺境」に身をおく人々の存在形態を知るうえでも興味深い所見である。

<sup>42</sup> アルナウ・ミル・ダ・トスは1048年、自ら創建したサン・ベラ・ダジェー修道院にノゲーラ川からシンカ川までのヒスパニアにおける将来征服されるすべての土地と城塞の10分の1を寄進すると約束している。R. Chesé Lapeña, *Colección diplomática de San Pedro de Ager (1010-1198)*, tesis doctoral, Universidad de Zaragoza, 1973, doc. no.22 (1048, III, 21). また、P. Sanahúja, Arnau Mir de Tost, caudillo de la reconquista en tierras de Lérida, *Ilerda*, I, 1943, pp.11-27; II, 1943, pp.155-169; III, 1944, pp.7-21; IV, 1944, pp.53-147; F. Fité i Llevot, *Reculls d'història de la Vall d'Àger. I-període antic i medieval*, Àger, 1985, pp.70-71.

<sup>43</sup> 同伯はリエイダ北方のカマラーザとクベイスを占領し、リエイダ王国を保護下におくとともに、前者をアルナウ・ミル、後者をウルジェイ伯にそれぞれ封地 (*fevum*) として賦与し、自らへの誠実を確保した。R. Chesé

トロンセード、スルタ、サルサ・デ・スルタ)を独力で掌握する一方<sup>44</sup>、1062年から下リバゴルサの数城塞(ファルセス、ルサス、ラグアレス、ラスクアーレ、ピアカンブ、ベナバーレ)を、同じくバルセローナ伯によって進路を阻まれたウルジェイ伯ならびにアルナウ・ミルと連携しつつ征服するにとどまっている<sup>45</sup>。いずれにせよ、同国王が前述の遺言状を作成した治世末期は、南方進出の道を閉ざされた西のナバーラ王国ですでに貴族反乱が頻発しており、同様の事態を未然に防ぎつつ王権を確固たるものにすべく、以上のように成果はともかく南方への軍事侵攻が繰り返されたため、サラゴサ王国との政治的諸関係が極度に緊張した時期にほかならなかったのである<sup>46</sup>。

第2に、アラゴン王国の「辺境」は、王国の東西の境界をなすガリエゴ川からシンカ川までの区間に比較的整然と並べられたプレ・ピレネー山系南斜面の城塞群によって形成されている。他地域にもまして顕著なその直線的な性格はさらに、山脈の壁に沿ってやはり東西に並べられたアンダルス上辺境領の城塞群によって物理的に視覚化されることとなる。実際、キリスト教徒の定住領域に最も近接した上辺境領のムスリムは、プレ・ピレネー山系の北方には歩を進めることなく、もっぱらその南に展開する平野にとどまったが、その際東西に伸びる山脈の壁に沿って城塞(ヒスン(ḥiṣn))をほぼ一定の間隔で配置し、これが上辺境領の北端をなしていた。すなわち、西からウエスカのアマル(amal)に帰属するアイエルベ、ボレア、セン・イ・メン、サンタ・エウアリア、ラバータ<sup>47</sup>、

---

Lapeña, *Colección diplomática*, doc. no. 30(1051, XI, 5); G. Feliu i J. M. Salarach (dirs.), *Els pergamins*, doc. no. 399(1051, XI, 20). さらに1058年には、下リバゴルサのプロイ、ビルサン、エストピニャン、カネーリヤスをサラゴサ国王から割譲させて同王国を保護下におく一方、ウルジェイおよびサルダールニャ両伯と将来征服される城塞とパリアの取り分をめぐって協定を結んでいる。F. Miquel Rosell, *Liber feudorum maior*, doc. no. 148(1058, IX, 5).

<sup>44</sup> これらの城塞は、国王サンチョ3世側近の有力貴族家系の出身者だけでなく、新興のソブラルベ貴族に対しては国王ホノール(honor regalis)として賦与されている。すなわち、アトおよびガリンド・ガリンド兄弟(前者はアビサンダ、後者はサルサ・デ・スルタ)とフォルトゥンおよびガリンド・ブラステス兄弟(前者はオルソン、後者はトロンセード)がそれである。

<sup>45</sup> これらの城塞は征服直後に、ヒメノ・フォルトゥニョーネス、ベルトラン・アト、ギフレ・サーリヤらに賦与されたが、その後アルナウ・ミル・ダ・トスの誠実を確保するための封地とされた。同人の1072年の遺言状では、国王サンチョ・ラミーレスに対して奉仕すべく、ラグアレスとラスクアーレがカペーリヤとともに長女バレンシア(パリアース・ジュッサ伯ラモン4世の妻)とその子アルナウに、ファルセス、ピアカンブ、ルサスは同じくアルナウと次女ラガルダ(ジローナ副伯ボンス・ゲラウの妻)に遺贈されることになっている。R. Chesé Lapeña, *Colección diplomática*, doc. no. 97(1072, VIII, 11) P. Sanahúja, Arnau Mir de Tost, IV, p.90; C. Laliena Corbera, *La formación del Estado feudal. Aragón y Navarra en la época de Pedro I, Huesca, 1996*, p.80. ベナバーレは1066年以降、伯サンチョ・ラミーレス(国王ラミーロ1世の庶子)によって保有されることになる。

<sup>46</sup> 同国王が戦死した1063年ブラウス攻防戦はまさしくその延長線上にあるといえよう。ただ、皮肉にもここでサラゴサ王国軍の主力をなしたのは、カスティールヤ=レオン王太子サンチョ麾下の軍勢であった。そこには、サンチョの家士ロドリゴ・ディアス(すなわちエル・シッド)も参じていたことが知られている。Historia Roderici, R. Menéndez Pidal, *La España del Cid*, 2 vols., Madrid, 1929, t. 2, p.916.

<sup>47</sup> Ph. Sénac, *Les ḥuṣūn du Taḡr al-Aqṣā : à la recherche d'une frontière septentrionale d'al-Andalus à l'époque omeyyade*, *Frontière et peuplement*, pp.76-84 ; id., *Le peuplement musulman dans le district de Huesca (VIII<sup>e</sup>-XII<sup>e</sup> siècles)*, *La Marche Supérieure*, pp.51-65 ; id., *Peuplement et habitats ruraux dans la Marche*

ついでバルピターニヤ（バルバストロを中心とするアマル）のアルケーサル、ナバル、パウル、セカステイーリヤ、ムニョーネス、ルンベレス、グラウス、ラグアレス、ラスクアーレ、カスティルガレウ<sup>48</sup>、さらにレイダのアマルではアジナリウ、ベナバーレ、アジェー、サン・リョレンス・ダ・モンガイ、サンタ・リーニヤ<sup>49</sup>が最前線の防衛ラインを構成している。注目すべきは、両陣営の城塞群を隔てる距離の短さであろう。たとえば、11世紀のアラゴン王国随一の城塞ロアーレはボレアとわずか10キロメートルと互いが視認できる位置で対峙していたし、セン・イ・メンはどちらかといえばキリスト教圏に属するプレ・ピレネー山系最南端のサルト・デ・ロルダンの頂上に所在した。また、リバゴルサ＝パリヤース境界地帯のモンタニャーナにいたっては逆に、レイダのアマルのなかにまるで飛び地のように位置していたのである。このようにアラゴン王国の「辺境」がその直線の性格とならんで、緩衝地帯すら存在しない極端な近接性という物理的な特徴を備えていたことも、当該語彙の出現という点のみでみすごすことはできない。

以上のような「辺境」は国王サンチョ・ラミーレス統治下の1080年代後半に本格的な征服活動が開始されるまでおよそ動くことはなかったが、それは「辺境」がある種の透過性をもっていたことを否定するものではない。たとえば、同国王統治期に作成されたハカおよびパンプローナの流通税表は、西方の商品（ブルージュ産の毛織物（*trapo bruges*））、鉄製武具など）と、アンダルスを經由して流入した可能性のある東方の商品（コンスタンティノーブル製絹織物（*pallio de Constantinopoli*）、染料、リスの毛皮（*azingab*）、さらにアンダルスのディナール貨など）が、ソンプール峠を越えるサンティアゴ巡礼路の一つに沿って行き来していたことを伝えている<sup>50</sup>。また、1042年から1048年の間に「辺境」の城塞アグエロとムリーリョを国王の名の下で保有したオリオル・イニゲスの遺言状には、銀製や鉄製の武具・馬具とともに、アラビア語で表示された多数の動産が含まれている（白イタチの毛皮（*pelle de alfanek*）、リスの毛皮（*pelle de azingab*）、ダマスクス絹で織られたチュニック（*atorra gubeidi in panno de ciclato*n）、ダマスクス絹で覆われたリス毛皮のベルト

---

Supérieure d'al-Andalus: l'Aragon, *Villages et villageoise au Moyen Age*, Paris, 1992, pp.27-38 ; id., *Du h̄ is̄n musulman au castrum chrétien. Le peuplement rural de la Marche Supérieure et la reconquête aragonaise, De Toledo a Huesca. Socièdades medievals en transició a finals del segle XI (1080-1100)*, Zaragoza, 1998, pp.113-130; C. Laliena Corbera et Ph. Sénac, *Musulmans et chrétiens dans le haut Moyen Age: aux origines de la reconquête aragonaise*, Paris, 1991, pp.61-67.

<sup>48</sup> Ph. Sénac, Notes sur le peuplement musulman dans la région de Barbiṭāniya, *Studia Islāmica*, 73, 1991, pp.45-66.

<sup>49</sup> Id., Notes sur les *huṣūn* de Lérida, *Mélanges de la Casa de Velázquez*, 24, 1988, pp.62-69; J. Giralt i Balaguero, Fortificacions andaluses a la Marca Superior d'al-Andalus: aproximació a l'estudi de la zona nord del districte de Lleida, *La Marche Supérieure*, pp.67-70.

<sup>50</sup> J. M. Lacarra, Un arancel de aduanas del siglo XI, *Estudios dedicados a Aragón*, Zaragoza, 1987, pp.47-64. この流通税表の冒頭には「わが父祖の慣習にしたがって（*secundum usaticos meorum parentum*）」とあることから、ハカやパンプローナの広域的な商業拠点としての性格は、サンチョ・ラミーレス治世以前にさかのぼることが確実である。なお、カタルーニャと違いディナールの史料所見はきわめて少ないが、ディルハムはアラゴンの地で日常的に流通していた。拙稿「宴（アリアラ）と11世紀アラゴン地方農村社会—土地売買文書の分析を中心として—」『史学雑誌』第110編第1号、2001年、67頁。



(*strictura de azingab cooperta de ciclaton*) など)<sup>51</sup>。さらに、前述のアジェー副伯アルナウ・ミル・ダ・トスは、「辺境」における征服活動に従事するなかで、アンダルス経由で入手したものと考えられるチェスを所有していた<sup>52</sup>。むろん、これらの動産の出所が平和的な取引によるものでなく、「辺境」に生きる人々の日常的な略奪行為に由来するものであったことは想像に難くない。さらに「辺境」の透過性という点でいうならば、いずれの空間においても城塞領域を基礎とする定住と空間の組織形態が驚くほど似ていることをみすごしてはならない。そのうえ、城塞の建築様式にも相互の浸透性が看取される。たとえば、紀元千年以前に言及されるナバーラ東部とアラゴン西部の辺境地帯に分布するいくつかの城塞遺構では、岩塊の頂上部や側面に木材を差し込んだらしい孔穴が列をなしていることから高床式の貯水槽や木造のバルコニーが設営されたとして、岩塊と木造の建築物とが一体となった初期型城塞の存在が想定されているが、こうした知見はやや贅言があるとはいえ、切り立った岩塊の壁面に孔穴が列をなしているピラセスのようなムスリム城塞においても看取される<sup>53</sup>。以上のような近接性、透過性、類似性は、フロンテラが、両陣営が日常的に接触し、どちらに帰属するか厳密には判別しづらいきわめて不安定で画定しがたい空間であったこと

<sup>51</sup> J. M. Lacarra, *Documentos para el estudio de la reconquista y repoblación del valle de Ebro*, 2 vols., Zaragoza, 1982-1985, doc. no. 1 (h.1059) .

<sup>52</sup> F. Galtier Martí, *La Extremadura de Hispania*. Algunos aspectos de la vida cotidiana en las fronteras aragonesas del año mil, *La Marche Supérieure*, pp.149-164. また、P. Sanahúja, Arnau Mir de Tost, I, pp.11-27, 155-169; II, pp.7-21, 53-147; IV, pp.25-56. 同様の所見としてはこのほかにも、アラゴンのサン・アンドレス・デ・ファンロ修道院の11世紀末葉の財産目録にアラビア語で表示された多数の動産とともにクリスタル製のチェスが登場する。A. Canellas López, *Colección diplomática de San Andrés de Fanlo (958-1270)*, Zaragoza, 1964, doc. no. 92 (f. s. XI): « unos scax de cristal ».

<sup>53</sup> B. Cabañero Subiza y F. Galtier Martí, Los primeros castillos de frontera de los Arbas y el Onsellà. Problemas metodológicos, *Boletín del Museo e Instituto "Camón Aznar"*, 19, 1985, pp.59-82; B. Cabañero Subiza, La defensa del reino de Pamplona-Nájera en el siglo X. Materiales para el estudio de la evolución de sus castillos, *La Marche Supérieure*, pp.99-119. もっとも、なかば砂漠化したウエスカ周辺において木材の供給がいかにしてなされたかという点から、フィリップ・セナックを筆頭とするアンダルス研究者のなかにはこうした木造城塞を認めない立場もある。なお、現在のアラゴン＝ナバーラ研究では城塞そのものの建築様式を対象とする「城塞類型論」が主流であり、この点ではカタルーニャ研究の場合も大差ない。たとえば、マヌエル・リウやフランセスク・フィテの一連の研究がその典型である。M. Riu i Riu, *Castells i fortificacions menors*, pp.248-249; id., *L'aportació de l'arqueologia a l'estudi de la formació i expansió del feudalisme català*, *La formació i expansió del feudalisme català* (Actes del Col.loqui organitzat pel Col.legi Universitari de Girona (8-11 de gener de 1985)), *Estudi General*, 5-6, Girona, 1985-1986, pp.27-45; F. Fité, *Arquitectura i repoblació en la Catalunya dels segles VIII-XI. Els orígens i l'evolució de l'arquitectura militar en les àrees de frontera, amb una atenció preferent per la zona del Montsec, a la Catalunya de Ponent*, Lleida, 1993. これらによれば、カタルーニャ城塞の建築様式は次のような変遷過程を辿ったとされる。すなわち、①円形の木造城塞（8世紀末葉から9世紀第3半期まで。直径4メートルから8メートル、高さ4メートルから5メートル。遺構は現存しないが、岩塊（roca）の頂上や側面に基礎材や梁材を差し込む孔穴が幾つも開いていることから、その存在が想定されている）、②方形の石造塔（10世紀）、③円形の石造塔（11世紀から12世紀まで）、④方形ないし多角形の主塔＝領主居館を中核とし、副塔、礼拝堂、城壁と楼塔で囲まれた固有の意味での城塞（11世紀以降）である。城塞建築様式の発展過程において、石造の円形塔が比較的早期に登場している点がカタルーニャの特徴といえるであろう。この点についてフィテは、ムスリム城塞との類縁性を指摘している。これに対してアラゴンには、円形城塞の所見がほとんどないことを付け加えておこう。



を示唆しているように思われる。

ただ、アラゴン王国のフロンテラには、カタルーニャのマルカとはいささか異なる特徴があったことも指摘しておかなくてはならない。後者では前述のように、私的な土地占取に基づく自発的な入植運動によって独立農民の個別所有地のみならず、聖俗貴族による城塞建設が組織的に行われ、これを伯が事後的に承認するという形が事実上容認されたため、城塞領域に分節化されたマルカがおそらくはイベリア半島で最も早期に独立城主支配圏の形成の温床となりえた。これに対してアラゴン王国では、あらゆる城塞がいわば公権力の象徴として王権の主導下で組織的に建造されており、私有城塞が存在する余地がおよそなかった。それはまさしく、ピエール・トゥベールの言葉を借りていえば、「公権力の過剰投資」の場にほかならなかったのである<sup>54</sup>。それら城塞はほぼ例外なく、ナバーラ国王サンチョ3世以来のナバーラ＝アラゴン伝統の城塞保有システムに統合されて、バロン (*baron*)、またはより一般的にはセニョール (*senior*) と呼ばれる国王側近の大貴族の手に国王ホノール (*honor regalis*) として委ねられた。アラゴン王権は当初、城塞保有者の世襲的・在地化がもたらす帰結を未然に回避すべく、一方では王族、または王権にきわめて近いナバーラ王国以来の少数の大貴族家系に散在する複数の重要拠点を実襲的に管理させ、他方では血縁関係のない複数のセニョールを同一の城塞に配したり、彼らを短期間ですげ替えたりするという方法をとっている。だが、11世紀末葉から12世紀初頭にかけてアンダルの「辺境」<sup>55</sup>の征服が一気に進行し、城塞の総数が急激に増加するにつれ、当該システムは、11世紀後半に各地で勃興しつつあった新興貴族勢力の足を「辺境」における城塞領有へとさし向けるとともに、王権との私的かつ個人的な紐帯、すなわち封建的支配関係を系統的に創出する装置へと様変わりしてゆくことになる<sup>56</sup>。それゆえ、カタルーニャのような危機的状況を経験しないまでも、ここでもやはり「辺境」は典型的な城主支配圏と封建的支配関係の揺籃の地として立ち現れてくるのである。

<sup>54</sup> P. Toubert, *Frontière et frontières: un objet historique, Frontière et peuplement*, p.13.

<sup>55</sup> アンダルの「辺境」もまた多分に制御しがたい空間であった。たとえば、1058年8月国王ラミーロ1世は、サンチョなるモリスコがボレア近郊のムスリム城塞グイボレアを支配する父親を殺害してまで自らに帰順したことに関わり、同城塞における財産の所有権を保証している(同年ムスリムによって奪回)。A. Ubieta Arteta, *Cartulario de San Juan de la Peña*, doc. no. 145(1058, VIII, 24)。また、ナバルは国王ペドロ1世によって発給された1099年の解放特許状によれば、ムスリムの「ナバルのバロンたち (*barones de Naval*)」の手で自ら明け渡されたとされている。彼らはその報償として9分の1の定率貢租を負担するのみで従来の財産を保証されると同時に、例外的にモスクの維持さえもが容認されている。A. Durán Gudiol, *Colección diplomática de la cathedral de Huesca*, 2 vols., Zaragoza, 1965-1969, doc. no. 76(1099, X)。なお、ナバル征服直後に発給された1095年の国王文書にはバルバストロの北方、ペロ川からシンカ川までの範囲に分布する29のムスリム定住地が国王に対して「貢納 (*almudegena*)」を負担していた事実が記録されており、征服前からアラゴン王国の政治的・軍事的影響力がすでにおよんでいたことを示している。A. Ubieta Arteta, *Colección diplomática de Pedro I de Aragón y Navarra*, Zaragoza, 1951, doc. no. 20(1095)。

<sup>56</sup> 拙稿「ウエスカ地方における城塞と定住(1083年～1134年)」『人文社会論叢(人文科学篇)第13号, 2005年, 21-41頁; 同「アラゴン王国東部辺境における城塞・定住・権力構造(1089年～1134年)」(上)(下)『人文社会論叢(人文科学篇)第18号, 2007年, 33-54頁, 第19号, 2008年, 31-54頁。

したがって、トゥベールの前述の言葉をあらためて援用するならば、「辺境」が「公権力の過剰投資」の場であったのは、単に外部に対する防衛上の必要性からではなく、むしろどちらに転ぶか予測がつきがたくきわめて不安定でなれば独立した空間、まさしく「国家」の安定性を突き崩しかねない遊牧的な流動性をつねにはらんだ空間であったからである。それゆえ、そうした「辺境」を「国家」の政治的枠組みにとどめようとするならば、公権力を過剰に投資し続けなくてはならないのであり、それが機能不全に陥ったときに、程度や様式の差こそあれ、封建的な支配関係が生成する余地が生まれることになるのである。ただ、このように「辺境」の生成要因を外部との政治的・イデオロギーの諸関係によらず、あくまでも権力の「中心」との内在的な関係によって説明する、すなわち、「辺境」を所与のものともみなさず、あくまでも「中心」ありきの相対的な概念として把握する場合、多種多様な政治空間が無秩序に乱立する限りでは「中心」「辺境」という空間相互の差異は生ずるべくもないのであって、その意味で「辺境」は政治空間内部における「中心」の生成とそれによる空間全体の構造化・組織化が多少なりとも進行して初めて生成してくるということになるであろう。事実、マルカやフロンテラといった特定の呼称で表示されることはなかったとはいえ、サンチェス・アルボルノス以来、スペイン学界で伝統的に「辺境」の典型例とみなされてきたドゥエロ河谷をめぐる近年の理解はまさしくこうした考え方に沿ったものとなっている。

たとえば、後述のように「空間の社会的組織化」という歴史地理学・社会学的な発展モデルをもってガリシア、アストゥーリアス＝レオン、カスティーリャの封建化の道筋を整理してきたホセ・アンヘル・ガルシア・デ・コルターサルは、サンチェス・アルボルノスのいわゆる「自由小土地所有者 (*pequeños propietarios libres*)」テーゼの根幹をなす同河谷の無人化が考古学的・地名学的所見からみて事実にとくさないことを強調しながらも<sup>57</sup>、当該空間が「辺境」として認識されるようになったのは、あくまでもアストゥーリアス＝レオン王権を頂点とする政治空間の構造化が進行した10世紀中葉のことであったとしている。また、これと並行して租税・裁判・軍事におよぶ公的諸権利が、行政的な委任を発端とするのであれ、既得権益の事後的承認によるのであれ、マンダティオ (*mandatio*)、マンダメントウム (*mandamentum*)、コミッサ (*comissa*) といった呼称とともに貴族 (伯またはセニョール) に分与され、もはや事実上世襲化・私有化されるところとなっており、こうして「辺境」固有の独立性が強化され、11世紀初頭から新たに封建的支配関係を介した権力の再調整が進められなくてはならなくなったとするのである<sup>58</sup>。カルメン・ディエス・エレラ

<sup>57</sup> C. Sánchez Albornoz, *Pequeños propietarios libres en el reino asturleonés. Su realidad histórica, Agricultura e monde rurale in Occidente nell'altomedioevo* (Settimane XIII), Spoleto, 1966, pp.183-222; J. A. García de Cortázar, *Sánchez Albornoz y la repoblación del valle del Duero, Sánchez Albornoz a debate: Homenaje de la Universidad de Valladolid con motivo de su centenario*, Salamanca, 1993, pp.33-44.

<sup>58</sup> J. A. García de Cortázar, *La sociedad rural en la España medieval* (1988), Madrid, 1990; id., *Les communautés villageoises du nord de la Péninsule Ibérique au Moyen Age, Les communautés villageoises en Europe occidentale du Moyen Age aux Temps Modernes* (Flaran 4), Auch, 1984, pp.55-77; id., *Organización del espacio*, pp.15-48; id., *Estructuras sociales y relaciones de poder en León y Castilla en los siglos VIII a XII: la formación de una sociedad feudal, Il feudalismo nell'alto medioevo* (Settimane XLVII),

もまた、この点でガルシア・デ・コルターサルの理解をおおむね踏襲している。すなわち、10世紀以降の王権の伸張にともない同地域が初めて「辺境」として構造化される一方、カストロヘリス、セレーソ、パンコルボ、ラーラ、グラニョン、アルコセーロ、カストロシエロ、オーニャといった従来の主要城塞を核として空間全体が個々の城塞に帰属するアルフォス (alfoz) という領域に分節化されると同時に、各アルフォスを領有する伯またはセニョールが急激に出現してくる。これらのなかには国王役人に近い者もいたとはいえ、大半が従来から事実上の独立性を享受してきた「辺境」の軍事的有力者であり、王権は後者を自らの支配下にとりこむべく、しばしば伯の称号を賦与して私的かつ個人的な紐帯を確保しようとしたのである<sup>59</sup>。後者の最たる例がまさしくカスティーリャ伯であるが、なかでも伯フェルナン・ゴンサーレスが王国の政治的危機に乗じて、本来の狭小な支配領域を拡大しつつ完全な独立状態を恣にしたことは、「辺境」が「中心」に政治的に服属しながらも空間的にはなかば独立した状態にあったこと、それゆえ封建的な支配関係を構築する以外にたぎとめるすべのない空間であったことを典型的に示している。

なお、13世紀初頭にカタルーニャを除く半島全土で使用されるようになるフロンテラまたはフロンタリアは、征服の進展にともない言及される空間が縷々移動してゆく。その言及は、前述のようにアラゴンでは国王ラミーロ1世治世の3例を皮切りに、12世紀前半の国王アルフォンソ1世治世にかつての「辺境」の記憶として3例<sup>60</sup>、13世紀初頭には国王ベラ1世 (アラゴン国王としてはペドロ2世) 治世にフロンタリアの語形で3例と<sup>61</sup>、それぞれ当該語彙でもって表示される空間は当初のプレ・ピレネー山系の南斜面からエプロ川を越えて最終的にテルエル近郊へとはるかに南下している。他方、カスティーリャ=レオン王国では、13世紀にとくにカラトラバ、アルカンタラ、サンティアゴ騎士団が領有する王国南部の「辺境」において、やはりフロンタリアの語形でその言及がみられるようになる。ただ、注目すべきはそれらの言及が国王文書局で発給された文書に限定され、それらをもって表示される当の土地では一切使用されていないという、カロリング朝期以来何一つ変わらない事実であろう<sup>62</sup>。ことに13世紀は、12世紀後半以来キリスト教徒の諸王国が数々

---

Spoletto, 2000, t. 2, pp.497-568; id. et R. de Aguirre, De una sociedad de frontera (el valle del Duero en el siglo X) a una frontera entre sociedades (el valle del Tajo en el siglo XII), *Las sociedades de frontera*, pp.51-68.

<sup>59</sup> C. Díez Herrera, La organización social del espacio entre la cordillera Cantábrica y el Duero en los siglos VIII al XI: una propuesta de análisis como sociedad de frontera, *Del Cantábrico al Duero*, pp.123-155. なお、アルフォスは、「溪谷」を意味するラテン語 « fauces » がアラビア語化した « al-hawz » に由来する領域呼称である。

<sup>60</sup> J. M. Lacarra, *Documentos*, doc. no. 22(1105) : « quanto ibi tenebamus frontera » ; doc. no. 103(1124) : « quando ibi tenebamus frontieram ». また, Ph. Sénac, Note sur le premier testament, p.209.

<sup>61</sup> M. L. Ledesma Rubio, *Cartas de población del reino de Aragón en los siglos medievales*, Zaragoza, 1991, doc. no. 142(1202) : « in frontaria sarracenorum » ; doc. no. 144(1202) : « in frontaria sarracenorum » ; doc. no. 154(1209) : « frontarie sarracenorum ».

<sup>62</sup> P. Buresi, Nommer, penser les frontières, pp.54-57.

の条約を締結して「国境」画定につとめているように、王国の領域的不可分性・不可侵性が謳われ、さらには諸騎士団が「辺境」を領有することで王国全土がキリスト教的一体性 (*christianitas*) によって事実上統合されるようになった時期とされるが、それはあくまでも王権、すなわち「中心」の政治的・国家イデオロギー的な理念にすぎず、当の「辺境」は領有主体にかかわらず、あいかわらず形式上は政治的に服属しながらも、実態としてはななかば独立した遊牧的空間でありつづけたと考えられるのである。